

国立大学法人岡山大学学長選考会議規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第7号

改正 平成16年11月15日規則第35号
平成17年 3月24日規則第 3号
平成19年 1月25日規則第 1号
平成22年 1月21日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学長選考会議は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各5人をもって組織する。

- 一 国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出されたもの
- 二 国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則（平成16年岡大規則第6号）第2条第3号又は第4号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出されたもの

2 第1項に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項について議決を行う。

- 一 学長適任者の選考に関する事項
- 二 学長の解任に関する事項
- 三 学長の任期に関する事項
- 四 その他学長選考会議に関し必要な事項

(会議の議長及び主宰)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。
- 3 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 4 委員は、議長に対し、学長選考会議の開催を要求することができる。この場合において、議長が必要と認めるときは、学長選考会議を開催するものとする。

(議案の提出)

第5条 学長選考会議への議案の提出は、議長が行う。

- 2 委員は、議長に対して議案の提出を請求することができる。

(会議の成立等)

第6条 学長選考会議は、全委員の3分の2以上が出席し、かつ第2条第1項第1号の規定により選出された委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって議決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長解任請求に関する議事は、学長選考会議のすべての委員の同意によらなければ議決できない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(事務)

第9条 学長選考会議に関する事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し、必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月21日から施行する。